

株式会社コングは、紹介先に対して紹介した採用決定者が、入社日から90以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、紹介先から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還する。本条によるほか、いかなる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。ただし、紹介先の責による解雇、紹介先に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他紹介先株式会社コング協議の上、株式会社コングの免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外する。なお、当該退職等が紹介先による紹介手数料の支払い前であっても、紹介先の支払債務は消滅しない。

30日以内の場合、紹介手数料の80%

60日以内の場合、紹介手数料の50%

90日以内の場合、紹介手数料の20%